

日吉津村自治基本条例(仮称)策定委員会設置要綱

平成19年7月23日

日吉津村要綱第7号

(設置)

第1条 日吉津村自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)を策定するため、日吉津村自治基本条例(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例について専門的、多角的な検討を行い、村長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 公募委員

(2) 学識経験者

(3) 村職員

3 委員の任期は、委員委嘱のときから村長に提言が完了するまでとする。

4 委員会に専門の事項を調査検討するため部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 所掌事項の専門的・具体的な調査検討を行うため、委員会に村関係職員で構成するプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、委員会に情報提供を行い、条例作成の

ための支援をするものとする。

(情報の公開)

第7条 委員会は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。